1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ユアサクオビス株式会社　折戸　英伸　東京都千代田区神田錦町１－８　国土交通大臣許可（般・特－26）第25616号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年６月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　宇部興産株式会社　山本　　謙　東京都港区芝浦１－２－１（シーバンスＮ館）　国土交通大臣許可（般－27）第3849号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年６月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＴＯＴＯエクセラ株式会社　池本　佳史　東京都品川区南大井６－20－14イーストスクエア大森５階　国土交通大臣許可（般－27）第23735号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年６月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コマニーエンジニアリング株式会社　髙山　　勝　東京都千代田区西神田３－８－１千代田ファーストビル東館11Ｆ　国土交通大臣許可（般・特－25）第20536号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ガラス工事業、塗装工事業、及び防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年６月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　飛松建設株式会社　小林　　淳　神奈川県藤沢市辻堂元町２－１－34　国土交通大臣許可（特－26）第25600号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年６月25日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社スタック　杉山　　孝　神奈川県横浜市港北区新横浜３－23－３　国土交通大臣許可（般－27）第21361号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８６３号
さいたま市西区大字佐知川911番地　グランハイムもえぎＢ　203号、旧住所埼玉県吉川市吉川団地４番14号205
債務者　飯島　新市
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３６号
さいたま市北区日進町１丁目787番地　金久保コーポ202
債務者　井上　正春
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４８０号
さいたま市大宮区大成町２丁目448番地　リオハイム104号室
債務者　相澤　　幹（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９８号
埼玉県川口市芝下３丁目43番17号　笠原荘５号室
債務者　福士　柾善
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５００号
埼玉県鴻巣市神明３丁目３番26－202号　ビューテラス
債務者　堀越　弘晃
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係